

資料番号

総務7

令和4年7月19日

局名 監査委員事務局

担当者 監査統括監 廣瀬

監査管理監 岡本

内線 5113, 5114

# 事 務 概 要

令和4年度

広島県監査委員

## 目 次

1	監査委員の状況等	1
2	事務局組織，職員数及び事務分掌	2
3	令和4年度予算	4
4	主要業務の概要	5

### 参考資料

・令和3年度定例監査の結果報告（年度のまとめ）	8
-------------------------	---

## 1 監査委員の状況等

### (1) 監査委員の職務

監査委員は、県の行政が最少の経費で最大の効果を挙げるよう実施されているかどうかを公正に監査するため、地方自治法第 195 条により知事の指揮監督から独立して設けられたものである。

その職務権限の主なものは、次のとおりである。

- ア 財務に関する事務の執行についての監査（財務監査）
- イ 一般行政事務についての監査（行政監査）
- ウ 決算及び証拠書類等の審査（決算審査）
- エ 現金の出納についての検査（例月出納検査）
- オ 健全化判断比率等の審査
- カ 内部統制評価報告書の審査

### (2) 委員の状況

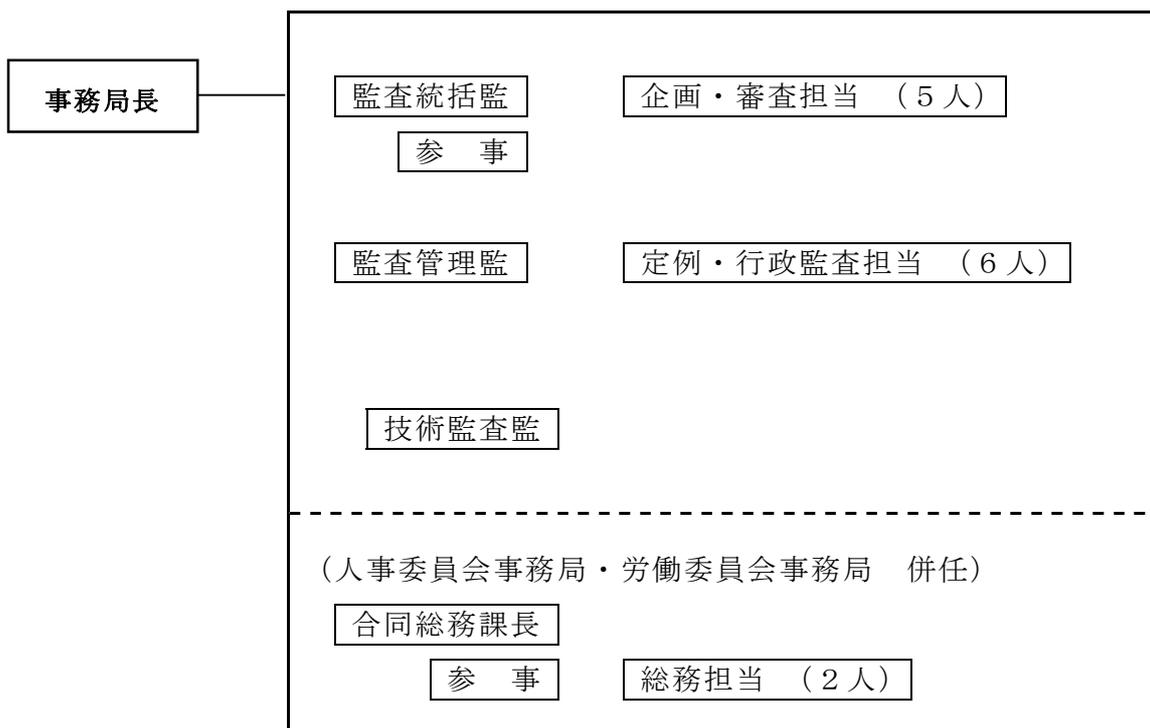
区 分		常・非常勤	氏 名	備 考
監 査 委 員	議員選任	非常勤	緒 方 直 之	
	議員選任	非常勤	桑 木 良 典	
	識 見	非常勤	奥 兆 生	
	識 見	常 勤	川 上 俊 幸	代表監査委員

(参考)

委員の設置及び定数	委員の選任	委員の任期												
1 設置 普通地方公共団体に監査委員を置く。（地方自治法第 195 条）  2 定数 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県， 人口 25 万人以上の市</td> <td>4 人</td> </tr> <tr> <td>その他の市町村</td> <td>2 人</td> </tr> </tbody> </table> ※ ただし、条例でその定数を増加することができる。	区 分	定数	都道府県， 人口 25 万人以上の市	4 人	その他の市町村	2 人	1 知事が議会の同意議決を得て選任  2 議員のうちから選任する場合の委員数 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>委員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県， 人口 25 万人以上の市</td> <td>2 ～ 1 人</td> </tr> <tr> <td>その他の市町村</td> <td>1 人</td> </tr> </tbody> </table> （本県の場合は、広島県監査委員条例により 2 人）  3 都道府県及び人口 25 万人以上の市については、識見委員のうち 1 人以上は常勤としなければならない。	区 分	委員数	都道府県， 人口 25 万人以上の市	2 ～ 1 人	その他の市町村	1 人	1 議員選任委員 議員の任期  2 識見委員 4 年
区 分	定数													
都道府県， 人口 25 万人以上の市	4 人													
その他の市町村	2 人													
区 分	委員数													
都道府県， 人口 25 万人以上の市	2 ～ 1 人													
その他の市町村	1 人													

## 2 事務局組織，職員数及び事務分掌

### (1) 組織



(※会計年度任用職員は除く。)

### (2) 職員数 (合同総務課職員を除く。)

区 分	職員数 (人)
事務局長	1
監査統括監	1
監査管理監	1
技術監査監	1
参事	1
ほか職員	1 1
計	1 6

(ほかに 監査等事務従事員 1人，建築物等監査嘱託員 1人)

### (3) 事務分掌

#### ア 企画・審査担当

- (ア) 監査の企画・立案に関する事
- (イ) 知事との協議に関する事
- (ウ) 各種会議に関する事
- (エ) 監査の研修に関する事
- (オ) 監査の広報、広聴に関する事
- (カ) 外部監査に関する事
- (キ) 監査委員の交代に関する事
- (ク) 決算審査に関する事
- (ケ) 例月出納検査に関する事
- (コ) 健全化判断比率等の審査に関する事
- (サ) 指定金融機関等の監査の執行に関する事
- (シ) 内部統制評価報告書の審査に関する事

#### イ 定例・行政監査担当

- (ア) 定例監査の執行に関する事
- (イ) 財政的援助団体等の監査の執行に関する事
- (ウ) 行政監査の執行に関する事
- (エ) 随時監査の執行に関する事
- (オ) 知事の要求による監査の執行に関する事
- (カ) 議会の請求による監査の執行に関する事
- (キ) 直接請求による監査の執行に関する事
- (ク) 住民監査請求に関する事
- (ケ) 職員の賠償責任に関する監査の執行に関する事

#### ウ 合同総務課

- (ア) 事務局の組織・人事に関する事
- (イ) 予算、決算及び会計に関する事
- (ウ) その他事務局の庶務に関する事

### 3 令和4年度予算

(款) 総務費

(項) 監査委員費

(単位：千円)

目	令和4 年度 当初 予算額	令和3 年度 当初 予算額	比 較	本年度の財源内訳			説 明
				特定財源		一 般 財 源	
				国 庫 支出金	その他		
1 委員 費	25,952	25,734	218	—	—	25,952	1 委員報酬・給与費 委員4人 24,147 2 監査執行経費 1,805
2 事務 局 費	192,296	193,620	▲1,324	—	—	192,296	1 職員給与費 153,763 2 事務局運営費 20,425 3 外部監査事業費 18,108
計	218,248	219,354	▲1,106	—	—	218,248	

#### 4 主要業務の概要

「監査の指針」（平成28年3月策定）に掲げた「県民の信頼と負託のもと、県民のために県の行財政全般について監査し、その適正な執行の確保及び運営の質の向上を図る」という使命を果たすため、この指針に掲げた3つの理念（「公正な監査」「県民起点の監査」「改善を促す監査」）を行動の規範とし、「広島県監査委員監査基準」に従って、質の高い監査を実施する。

##### (1) 監査業務の執行

###### ア 定例監査等（地方自治法第199条第1項、第2項、第4項、第7項）

本庁、地方機関の事務の執行について、本庁は全部局（21部局）、地方機関は204機関中56機関を対象として監査を行う。

また、引き続き、抜き打ち的監査を実施することにより、すべての機関への牽制機能を確保する。

なお、財政的援助団体等については、出資額等に応じて監査を行う。

###### 【令和3年度実績及び令和4年度計画】

区 分			令和3年度実績		令和4年度計画			
			対象数	執行数	対象数	執行数	摘要	
県 の 機 関	本 庁	各部局	11	10	11	11	すべて実施	
		行政委員会等	10	10	10	10	すべて実施	
		(小 計)	(21)	(21)	(21)	(21)		
	地 方 機 関	知 事 部 局	西部・東部・北部各事務所	16	7	16	12	総務事務所は毎年、その他は2年に1回
			その他	46	13	46	17	3年～5年に1回
		企業局（水道事務所等）		2	0	2	2	3年～5年に1回
		病院事業局		2	0	2	2	広島病院は2年に1回 安芸津病院は3年～5年に1回
		教 育 委 員 会	県立学校	100	17	100	15	3年～5年に1回
			その他	11	5	11	3	3年～5年に1回
		警察（警察署・警察学校）		27	6	27	6	3年～5年に1回
		抜き打ち的監査		—	0	—	0	選定して実施
	(小 計)		(204)	(48)	(204)	(56)		
	合 計			225	68	225	77	
	財 政 的 援 助 団 体 等	出資法人		30	8	30	10	出資比率等に応じ2年～5年に1回
補 助 団 体 （ 1 千 万 円 以 上）		継続補助団体・5千万円以上/年	69	3	60	0	概ね5年に1回（学校法人は選定して実施）	
		その他	188	2	465	0	選定して実施	
(小 計)		(257)	(13)	(525)	(0)			
指定管理者		54	8	54	13	概ね5年に1回		
合 計			341	21	609	23		
総 合 計			566	89	834	100		

**イ 行政監査**（地方自治法第 199 条第 2 項）

定例監査等から現れた課題や県民の関心の高い今日的課題など、監査結果に基づく改善効果が期待できる実効性のあるテーマを選定し、経済性、効率性、有効性等の観点を重視した、より深く掘り下げた監査を実施する。

**【令和 4 年度のテーマ及び監査対象機関】**

テ ー マ	監査の対象機関
防災資機材・備蓄物資等の調達及び管理状況について	県地域防災計画における災害対策資機材及び備蓄物資等を調達・管理する所属機関

**ウ 決算審査**（地方自治法第 233 条第 2 項，第 241 条第 5 項，地方公営企業法第 30 条第 2 項）

一般会計，特別会計及び公営企業会計の決算並びに基金の運用状況の審査を行い，審査意見書を知事に提出する。

（審査の対象）

- ・ 一般会計，特別会計
- ・ 基 金 市町振興基金
- ・ 公 営 企 業 会 計 病院事業会計  
工業用水道事業会計  
水道用水供給事業会計  
流域下水道事業会計  
土地造成事業会計

**エ 健全化判断比率等の審査**（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項，第 22 条第 1 項）

実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率，将来負担比率及び資金不足比率の審査を行い，審査意見書を知事に提出する。

**オ 例月出納検査**（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

各会計，基金に係る現金の出納について，毎月おおむね 25 日に検査を行う。

**カ 内部統制評価報告書の審査**（地方自治法第 150 条第 5 項）

内部統制評価報告書の審査を行い，審査意見書を知事に提出する。

**キ 住民監査請求による監査**（地方自治法第 242 条）

住民等からの請求により，該当する財務に関する事務について，監査を行う。

**【年度別請求件数】**

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
件 数	0	3	3	2	1

**ク 随時監査**（地方自治法第 199 条第 5 項）

必要に応じ随時，財務に関する事務について，監査を行う。

**ケ 知事及び議会の要求による監査**（地方自治法第 98 条第 2 項，第 199 条第 6 項）

知事及び議会の要求により，該当する事務について，監査を行う。

**(2) 外部監査の実施準備及び協力**

**ア 包括外部監査**（地方自治法第 252 条の 27 から第 252 条の 38 まで）

知事の補助執行事務として，包括外部監査契約締結に係る一連の事務を行う。

また，包括外部監査人の求めに応じ，外部監査業務に協力する。

**【令和 4 年度包括外部監査人】**

公認会計士 安部 貴之（令和 4 年 4 月 1 日 包括外部監査契約締結）

**イ 個別外部監査**（地方自治法第 252 条の 39 から第 252 条の 44 まで，地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 26 条第 1 項）

監査委員監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を行うこととなったとき，知事の補助執行事務として個別外部監査契約締結に係る一連の事務を行う。

また，契約締結後，個別外部監査人の求めに応じ，外部監査業務に協力する。

# 令和3年度定例監査等の結果報告（年度のまとめ）について

## 1 定例監査等の実施機関数

令和3年度監査基本計画に基づき県の機関70機関及び財政的援助団体等20団体を対象に監査を実施した。

## 2 定例監査結果等の概要

### (1) 機関別監査結果

- 監査委員会議で協議・決定した監査結果は、指摘事項52件、改善を求める事項19件、検討要請事項9件である。

区 分		監査実施機関(団体)数		監査結果		
			うち指摘事項等を付した機関	指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項
県の機関	知事部局等	38	18	21	10	3
	教育委員会	25	9	26	6	2
	警察本部	7	4	4	0	2
	小 計	70	31	51	16	7
助財団 財政的援助	出資等団体	7	2	1	1	2
	補助金交付団体	5	1	0	1	0
	公の施設の指定管理者	8	1	0	1	0
	小 計	20	4	1	3	2
合 計		90	35	52	19	9

※1 県の機関には、令和2年度に実施した県立広島叡智学園高等学校、中学校を含んでいる。

※2 一つの機関に複数の指摘等をしている場合がある。また、監査実施機関(団体)数は、出資等団体が公の施設の指定管理者となっている場合は、重複して計上している。

### (2) 性質別監査結果 ※ ( ) 内は、令和2年度の件数

内 容		指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項
県の機関	収入(県税、使用料及び手数料の徴収事務など)	4(3)	0(1)	0(1)
	支出(委託業務、物品購入契約及び補助金交付事務など)	21(17)	7(4)	3(4)
	財産(行政財産の使用許可、現金及び物品の管理など)	13(14)	3(2)	1(3)
	工事(工事や補償に係る事務など)	6(4)	2(4)	1(0)
	その他(県機関における事務処理体制など)	7(5)	4(4)	2(10)
小 計		51(43)	16(15)	7(18)
財政的援助団体等	経営全般・内部統制に係るもの	0(0)	0(0)	0(0)
	会計処理全般に係るもの	1(3)	0(0)	0(1)
	資産・負債関係に係るもの	0(1)	0(0)	0(0)
	収入(収益)・支出(費用)に係るもの	0(5)	1(3)	0(1)
	補助金等に係るもの	0(1)	1(1)	0(0)
	公の施設管理等に係るもの	0(0)	1(0)	0(0)
	その他(決算書類、税務関係等)に係るもの	0(3)	0(0)	2(0)
小 計		1(13)	3(4)	2(2)
合 計		52(56)	19(19)	9(20)

(参考)

指摘事項 … 法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるもの

改善を求める事項 … 業務の執行等において改善を求めるもの

検討要請事項 … 業務の執行等において今後検討を要請するもの

※指摘事項・改善を求める事項についてはフォローアップを実施

### 3 主な指摘事項等

#### (1) 県の機関

##### ア 指摘事項

- 行政財産使用料の徴収について、令和3年度分の収入手続が行われていなかったもの（環境県民局）
- 委託契約において、再委託の承認がないまま、委託業務の一部が再委託されており、また、当該業務の契約主体が企業局へ移管した以降の再委託も同様に承認手続きがされていなかったもの（企業局）
- 委託契約において、予定価格が随意契約によることができる上限額を超えていたにもかかわらず、超えていないものと誤認して随意契約していたもの（県立広島叡智学園高等学校）
- 工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律で定められた手続を行っていなかったもの（教育委員会など2機関）
- 消防用設備の保守点検において、数量を誤って特記仕様書を作成していたもの（県立教育センターなど5機関）
- フロン類を使用した機器について、簡易点検を実施していなかったもの（県立広島叡智学園高等学校など5機関）
- 工事請負契約において、工事の施工管理に必要な書類の提出を受注者から受けておらず、建設工事執行規則等に基づく事務手続が行われていなかったもの（北部総務事務所、西部子ども家庭センター）
- 行政財産の使用許可について、使用許可台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかったもの（東部建設事務所、広島中央警察署）
- 財産調査について、実地調査を行っていなかったもの（総務局、教育委員会）

##### イ 改善を求める事項

- 委託契約において、合理的な理由なく分割して発注し、予定価格が100万円を超えないことを理由に見積合わせを行っていたことから、契約の公平性、透明性を確保するため、適切な契約方法を選定するよう求めたもの（農林水産局、議会事務局）
- 物品契約事務において、同じ仕様や同種の物品を同時期に購入しているにもかかわらず、合理的な理由なく分割して発注している契約があったことから、契約の公平性、透明性を確保するため、原則一般競争入札に付するとともに法令、規則等に従った適切な契約方法を選定するよう求めたもの（県立広島叡智学園高等学校）
- 工事の執行について、営繕工事に該当するものと考えるのが相当と思われるものを土木工事として学校で発注していたことから、工事の発注に当たっては疑義が生じないように、教育委員会事務局及び営繕課と十分に調整を行うよう求めたもの（県立広島叡智学園高等学校）
- 工事請負契約の指名業者選定について、透明性の確保、適正な施工の確保のため、指名業者の選定理由を明確にするよう求めたもの（県立安芸府中高等学校）
- 起案文書について、文書管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用するよう求めたもの（県立呉高等技術専門校、西部農林水産事務所、県立歴史民俗資料館）

##### ウ 検討要請事項

- 委託契約において、地方自治法施行令167条の2第1項第1号により随意契約を行っているが、見積書を1者しか徴していなかったことから、複数の者から見積書を徴することや、1者のみから見積書を徴する客観的かつ具体的な理由を明確にするなど、契約の競争性、公平性の確保に取り組むよう要請したもの（総務局）
- 委託契約において、予定価格が随意契約によることができる上限額を超えて随意契約を行っているが、競争入札に適さない理由が明確でなく、相手方選定に当たり非代替性が客観的に検証されていなかったことから、随意契約を行う理由や業者選定の理由を明確にした上で、県民から納得が得られるものか否か検証するよう要請したもの（病院事業局）
- 工事請負契約において、予定価格が250万円未満の工事で、随意契約により行う場合であっても、各警察署で契約の公平性及び競争性が確保され、かつ過度の低価格入札への対応策にも配慮した取組ができるよう、取組を検討するよう要請したもの（警察本部）

#### (2) 財政的援助団体等

- リース取引の処理方法に係る財団の規程の内容が公益法人会計基準に適合しておらず、資産計上が必要なリース物件が貸借対照表に計上されていなかったもの（ひろしま子ども夢財団：指摘事項）